

山形県消防防災航空隊の高速道路の利用に関する協定

東日本高速道路株式会社東北支社（以下「甲」という。）と山形県（以下「乙」という。）は、消防車両の高速道路の利用に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次条第1項に定める消防車両が、業務上高速道路を利用する際の通行料金の取扱いその他必要な事務手続き等について定めることを目的とし、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内において通行する場合に適用する。

（定義）

第2条 本協定において、「消防車両」とは、料金を徴収しない車両を定める告示（平成17年国土交通省告示第1065号。）第3号のうち、消防活動のため使用される車両であって、乙が使用するものをいう。

2 本協定において、「高速道路」とは、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路のうち、甲が管理する道路をいう。

3 本協定において、「公務利用」とは、消防車両が高速道路を利用することをいう。

（公務利用の方法）

第3条 乙は、公務利用する車両に対して公務従事車両証明書（以下「証明書」という。）を発行することができる。

2 甲は、前項に基づき発行された証明書記載の利用条件に合致し、かつ、次条以下に定める証明書の様式、通行方法等に適合した車両から当該利用分の通行料金を徴収しない。

（証明書の様式等）

第4条 証明書の様式は、別記様式1のとおりとする。

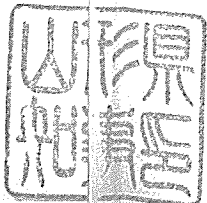
2 証明書発行者は、乙の指定する者とする。

3 証明書発行者は、消防車両1台ごと、通行1回ごとに、予定される経路上における次条に定める通行方法により必要となる証明書を発行するものとし、必要数を超える証明書を発行してはならない。

4 証明書の有効期間は、発行の日から1箇月とする。

5 乙は、毎年度、証明書発行者ごとに別記様式2の公務従事車両証明書発行状況一覧表を作成し、その翌年度末まで保管するものとする。また、甲が提出を求めた場合には、乙は速やかにこれを提出しなければならない。

6 証明書発行者は、ETCレーン及びスマートICにおいて、証明書が利用できないこ



とについて、証明書の使用者に対して発行時に周知徹底するものとする。

（証明書による通行方法）

第5条 入口料金所において通行券を発行し、出口料金所で料金を徴収する料金徴収方式の高速道路において証明書により通行する場合は、入口料金所で通行券を受け取り、出口料金所で通行券及び証明書を料金所係員に手渡し、確認を受けたのち、通行する。

2 入口料金所又は出口料金所にて、区間ごとに設定された料金又は均一の料金を徴収する料金徴収方式の高速道路において証明書により通行する場合は、証明書を料金所係員に手渡し、確認を受けたのち、通行する。

3 前2項に定める場合であって、料金精算機を設置している料金所を通行するため証明書を料金所係員に手渡しできないときは、当該料金所係員の指示に従い、通行する。

4 前3項に定めのない料金徴収方式の高速道路において証明書により料金所を通行する場合は、当該料金所係員の指示に従い、通行する。

（証明書不携帯の場合の特例）

第6条 前条の規定にかかわらず、公務利用する車両が、緊急やむを得ず証明書を携帯でしなかつた場合は、当該車両の乗車員の身分証明書を料金所係員に提示し、当該乗車員の名刺に通行日時、出入口料金所名及び通行車両の自動車登録番号又は車両番号を記入の上、通行券とともに料金所係員に手渡して通行することができるものとする。

2 前項の方法で通行した場合は、証明書発行者は、事後速やかに、当該通行に係る所要事項を記入した証明書を発行し、当該通行に係る料金所あて送付するものとする。

（無効な証明書）

第7条 料金所係員は、証明書が次の各号の一に該当する場合において、当該証明書を提出した車両の乗車員から事情を聴取し、その理由が適当と認められないときは、当該証明書を無効として回収し、現金等証明書以外の手段により通行料金を徴収するものとする。

- 一 表示事項が不明であるとき
- 二 表示事項が改変されているとき
- 三 表示事項が事実と異なるとき
- 四 所要の事項が記入されていないとき
- 五 有効期限が過ぎているとき

（公務利用の説明責任）

第8条 乙は、甲又は第三者から本協定に定める証明書の発行及び公務利用の事実について説明を求められたときは、乙の責において行う。

（周知・指導等）

第9条 乙は、本協定を機関内に周知し、運用上の齟齬をきたさないよう、指導・監督に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報等の目的外利用並びに第三者への譲渡、開示及び漏えいを行ってはならない。ただし、裁判所、政府機関の照会等法令に基づく場合により開示する場合はこの限りではない。

2 前項ただし書きにより開示した場合、開示した者は本協定締結相手に速やかに通知するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
ただし、甲及び乙のいずれもが有効期間満了の1箇月前までに別段の意思表示を行わなかった場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とし、以後この例によるものとする。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙は協議の上、解決を図る。

2 本協定の廃止、停止又は協定事項の変更の必要が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、本協定の廃止、停止又は協定事項の変更をすることができる。

本協定の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月21日

甲

東日本高速道路株式会社
東北支社長 田中博幸



乙

山形県知事 吉村 美栄子



別記様式 1

1 0 c m

公務従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	令和 年 月 日
通行道路名及び 通行区間	道路名 ICから ICまで
乗車責任者の 職名・氏名	職名 氏名
自動車登録番号 又は車両番号	
用務	
上記利用は、「料金を徴収しない車両を定める告示」第3号に該当する用務の利用であることを証明する。 令和 年 月 日 発行者 職名・氏名 _____ ㊟	
注意事項) 1. 本証明書は、車両1台の通行1回につき1枚を使用する。 2. 本証明書の有効期間は、発行日から1ヶ月間とする。 3. 料金精算機を設置している料金所等については、料金所係員の指示に従い通行すること。 4. ETC レーン及びスマート IC を本証明書で通行することはできない。	

1 4 c m

【注】発行番号は一連番号とする。

[illegible]